

受給事例 腎疾患

事例 1 糖尿病性腎不全で年間約 135 万円を受給できたケース

相談者	男性（40 代）
傷病名	糖尿病性腎不全（人工透析中）
決定した年金額と種類	年間約 135 万円／障害厚生年金 2 級
家族構成	妻と二人暮らし
従前の状況	約 18 年前に身体がだるい等の症状が出て中々改善しなかった為近医を受診したところ糖尿病と診断されすぐに入院しインスリン治療を開始した。退院後もインスリン治療を受けながら複数の病院を転々とした。長らく自覚症状が無かったが、約 10 か月前から軽度眼底出血を認め、その後全身に浮腫みや倦怠感が出るようになり、医師と相談し約 4 ヶ月前から人工透析を開始した。
現在の状況	自宅近くの病院で週 3 回、1 日 4 時間の人工透析を行っている。症状は比較的落ち着いているものの透析直後は貧血になることもあったりして発病前と同じような生活は出来なくなっている。
就労状況	休職中

事例 2 全身性エリテマトーデスによる慢性腎不全で年間約 125 万円を受給できたケース

相談者	男性（40 代）
傷病名	全身性エリテマトーデスによる慢性腎不全（人工透析中）
決定した年金額と種類	年間約 125 万円／障害基礎年金 2 級
家族構成	妻と子ども 2 人の 4 人暮らし
従前の状況	10 代の時に高熱と関節痛が 1 週間程続いた為病院を受診したところ全身性エリテマトーデスの診断を受けた。その後定期的に通院していたが 2 年半前から、両下肢に浮腫がでて、歩行できない位の状態となり入院。退院後も体調はあまり安定せず、度々入退院を繰り返す生活を過ごしていた。
現在の状況	約半年ほど前に腎機能の悪化から人工透析を開始（週 3 日 1 日 4 時間）した。現在は、比較的症状は落ち着いているものの透析後の貧血から外出先でふらつくことがあったり、以前のように重い物を持つことができなくなったり、就労時間を短くしなくてはならなくなったりと様々制限がかかっている状況。
就労状況	就労中

事例 3 慢性腎不全で年間約 180 万円を受給できたケース

相談者	男性（50 代）
傷病名	慢性腎不全（人工透析中）
決定した年金額と種類	年間約 180 万円／障害厚生年金 2 級
家族構成	妻、子供（二人）と同居
従前の状況	兄弟が遺伝性疾患である多発性嚢胞腎であったため自覚症状は無かったが受診。数年後、少し歩くと足が痛くなったり痺れたりすることが多くなり、検査の結果、大きな手術を受けた。その影響で腎臓に負担がかかり、その頃から数値が悪くなり始め腎不全となった。
現在の状況	週 3 回の人工透析を受けている。透析を始めてからも比較的疲れやすく、力仕事ができないため非常に不便。透析のため仕事を早退する必要がある、仕事にも支障をきたしている。
就労状況	フルタイム勤務

事例 4 腎臓機能障害で年間約 78 万円を受給できたケース

相談者	女性（50 代）
傷病名	腎臓機能障害（人工透析中）
決定した年金額と種類	年間約 78 万円／障害基礎年金 2 級
家族構成	夫と 2 人暮らし
従前の状況	自分で障害年金を裁定請求し、審査請求まで行ったが残念ながら初診日が認められず却下となった為に再度の裁定請求をしたいということでのご相談。
現在の状況	現在は週 3 回、1 日 4 時間の人工透析を行っており、人工透析後は起立性低血圧から気怠さが残る生活が続いている。これまでの病歴について詳細なヒアリングを実施したところ、もともとご本人が年金事務所に相談しながら初診日と考えて申立てをした日の前から、すでに別のご病気で入院した時に血液検査で腎機能について指摘を受けていることが分かった為、それを証明する為の資料を探し出し、請求の準備をすすめることとなった。幸い、当時の病院の診療情報提供書の中に、初めて血液検査で軽度腎機能障害を指摘された年月日が記載されていたため、診療情報提供書の写し等を添付して裁定請求を改めて行ったところ、無事に障害基礎年金 2 級の受給が決まった。
就労状況	就労不可